

第2章 我が国の金融取引における投資者被害の実態

第1節

刑事事件からみる実態

1 最近の一般投資者被害に係る資産形成事犯

近年の景気の長期低迷、超低金利等の経済情勢を背景として、「元本保証」、「高利回り」、「安全・有利」、「値上がり確実」などと言葉巧みに勧誘するなどして、一般投資者から多額の資金を集めるいわゆる資産形成に係る事件（以下「資産形成事犯」という。）による被害が依然として後を絶たない。

資産形成事犯では、リスク意識の希薄な一般投資者を狙い、有利な点のみをことさら強調し、言葉巧みなセールストークや、強引な勧誘を行っており、その大多数が詐欺的などころにこの種事犯の本質がある。

2 資産形成事犯の検挙状況

過去10年間の資産形成事犯の検挙状況については、次の表のとおりであるが、これを見ると、大規模事件の検挙が顕著となっており、被害者が多数、被害総額が巨額となる傾向がみられる。また、最近は、その手口が多様化するとともに、詐欺罪が適用される事件が増加するなど、悪質巧妙化の傾向もみられる。

資産形成事犯の検挙状況と被害規模の推移

年	事件数	検挙人員	被害規模(概数)	
			被害人員	被害総額
2年	21事件	139人	15,008人	427億5,100万円
3年	14事件	122人	5,302人	240億5,546万円
4年	12事件	187人	7,215人	280億8,416万円
5年	12事件	61人	1,443人	116億6,155万円
6年	12事件	73人	5,121人	107億1,307万円
7年	8事件	28人	1,481人	62億894万円
8年	12事件	48人	5,992人	455億194万円
9年	23事件	84人	20,277人	528億5,260万円
10年	14事件	72人	118,043人	178億5,457万円
11年	16事件	102人	10,214人	234億794万円

なお、最近の資産形成事犯では、社会問題ともなった年金会オレンジ共済や経済革命倶楽部による多額詐欺事件や和牛オーナー商法事件が記憶に新しい。

○ 年金会オレンジ共済による広域多額詐欺事件

国会議員とその家族らが、平成3年3月ころから8年11月ころまでの間、「年金会オレンジ共済」の名称で、高金利でしかも元本を保証するなど偽って顧客を募集し、定期預金名下に全国の約2,650人から約84億8,600万円を騙し取っていた詐欺事件で、平成9年1月、同国会議員と家族ら6人を検挙。

○ 経済革命倶楽部（KKC）による広域多額詐欺事件

経済革命倶楽部（KKC）が、平成7年6月ころから約1年間に「物を買って利益を上げる」との「未常識経済理論」なるものを謳い文句として、新聞、雑誌等による広告や既会員の勧誘活動等により全国規模で会員の募集を行い、指定する「平成小判」等の商品を購入させ、その売買により利益配分を受けると称して、商品の代金名下にコースに応じた金額を支払わせ、全国の約12,000人から約350億円を騙し取っていた詐欺事件で、平成9年2月、同会長ら16人を検挙。

○ 和牛オーナー商法による出資法（預り金の禁止）違反及び詐欺事件

畜産業者らが、平成7年11月ころから新聞折込み等により、預託された和牛を成牛に飼育して肉牛として売却する等の方法により利益を上げることを謳い文句に、和牛の預託金を一定期間預ければコースに応じて配当を支払い、満期日には元本を払い戻す等と広告して全国の約7,000人から約99億1,800万円を受け入れていた出資法及び詐欺事件で、平成10年4月までに、畜産業者等8業者、25人を検挙。

3 資産形成事犯の動向

資産形成事犯は、その時代の経済情勢等を反映して、様々な態様で敢行されているが、その主な態様、手口の変遷等については以下のとおりである。

(1) 商品先物取引

商品先物取引については、昭和50年代に先物取引に係る被害が多発したため、商品取引所法の改正や、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の制定（昭和58年施行）により規制が強化された。その後のいわゆるバブル経済の時期には、悪質な業者による「向かい玉」（先物取引会社が顧客の注文と反対の同種同数の売買注文を出すこと）と呼ばれる手口による詐欺事件や、「客殺し」（相場の変動を利用するなどして顧客を故意に損勘定に導くこと）と呼ばれる手口による詐欺事件などが発生した。最近では、商品先物取引を仮装し、「絶対儲かる。損をさせない。」など言葉巧みなセールストークにより、先物取引に誘い込み、最終的には資金を騙し取る詐欺事件などが発生している。

(2) 証券取引

証券取引については、昭和60年過ぎに悪質な業者による投資顧問商法や抵当証券商法と言われる商法による被害が多発したため、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年施行)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和63年施行)が制定され、規制が強化された。その後も、「二・八商法」(有価証券購入に必要な資金のうち自己資金で二割出せば八割を融資するとして資金を騙し取ること)による詐欺事件、「元本を保証する。」「優良株がある。」などと勧誘し、証券取引を仮装し資金を騙し取る詐欺事件などが発生している。

(3) 預託取引

預託取引については、社会問題化した豊田商事事件が、昭和56年から昭和60年にかけて、金の預託商法、いわゆる現物まがい商法により、被害者3万人以上、被害総額2,000億円以上という深刻な被害を発生させたため、特定商品等の預託等取引契約に関する法律が制定(昭和61年施行)され、規制が強化された。しかし、その後も、悪質業者が、同法の規制対象外であった和牛や地鶏による預託オーナーシステムと称して、顧客を勧誘し、資金を集め、又は騙し取る事件が発生している(この種事件の被害の拡大防止のため、平成9年同法施行令が改正され、和牛等の預託が規制されることとなった)。

なお、過去の資産形成事犯の動向等については、次の表のとおりである。

過去の資産形成事犯等の動向

年	資産形成事犯の動向	社会の動向
昭和60年	・豊田商事、投資ジャーナル事件の検挙 ・投資顧問事件の発生	
昭和61年	・現物まがい商法の多発 ・原野商法、抵当証券商法の出現	・預託取引法、投資顧問業法施行
昭和62年	・証券取引、先物取引、現物まがい商法、	原野商法の発生
昭和63年	・先物取引、証券・投資顧問事件を検挙 ・二・八商法の出現	・抵当証券業法施行
平成元年	・証券取引仮装詐欺事件の検挙	・バブル景気へ
平成2年	・株価低落によるインサイダー取引等発生	
平成3年	・海外先物取引業者を多数検挙 ・ゴルフ会員権商法の発生	
平成4年	・原野商法、ゴルフ会員権商法の検挙	・バブル崩壊
平成5年	・預り金事件の発生	・公定歩合1%台
平成6年	・海外先物取引仮装詐欺事件の検挙	低金利時代へ
平成7年	・低金利を反映した預かり金、現物まがい商法の発生	・公定歩合1%以下
平成8年	・和牛オーナー、現物まがい商法の発生	・住専問題
平成9年	・K K C、オレンジ共済事件等の検挙 ・預り金事件の増加	・不良債権問題
平成10年	・和牛オーナー商法の検挙	・金融システム改革法の成立

4 資産形成事犯の特徴

これまでの一般投資者被害に係る資産形成事犯をみると、次のような特徴があることが指摘できる。

(1) 経済、社会情勢に応じて、一般投資者心理を巧みに利用

その時々々の経済、社会情勢を反映し、一般投資者のニーズに応じた商品、手口等を用いて事件を敢行している。

最近では、景気の長期低迷、超金利や社会の先行き不安等から、一般投資者は、資金のより有利な運用を志向しており、その投資者心理を巧みに利用し、有利な資金運用を強調するなど、それに付け入る形で敢行されている。

(2) 詐欺目的で敢行されることが多く、被害回復は困難

当初から詐欺目的で敢行されるケースが多く、返金や解約に応ずることなく、さらに追加投資を勧誘するなどして、被害を拡大させる。また、検挙に伴い、組織はほとんど破綻の道をたどり、事後的な被害回復は困難である。

(3) 経済情勢や投資商品に関する知識・情報等に乏しい者が被害者

悪質業者は、投資商品等の知識・情報等に乏しい老人や主婦層などをターゲットとし、「有利・安心」などと言葉巧みに勧誘しており、被害者も、業者の言葉を鵜呑みにし、資金の運用方法、契約内容等を十分に確認することなく、その被害を拡大させている。

(4) 広域性、被害の大規模化

投資者のニーズは全国共通であることから、被害は全国レベルに拡大する。また、投資商品の性格等から、被害者が被害意識を持つのに時間を要することなどから、被害が相当拡大してから問題が表面化するケースが多く、その間に被害者数、被害総額が大規模化している。